

No.	⑤-16		R 7 予算額	—
事業名	農林漁業法人等投資育成事業		府省庁名	農林水産省
概 要	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。			
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率50%未満	
対象事業	投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。 農林漁業法人等投資育成事業とは、 （１） 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業 （２） 農林漁業法人等への経営又は技術指導を行うことにより、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。			
支援内容	株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。			
離島での実績	上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。			
備 考	（１） 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。 （２） 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。 （３） 公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。			
担当部署	経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html			